

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症対策のために～
新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

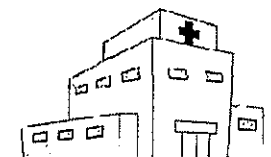
- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大流行により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



等

○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

特定接種及び住民に対する予防接種について

特定接種(対象...医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等)

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の先行的予防接種

※登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示

政府対策本部
本部長



厚生労働大臣



- ・医療関係者、社会機能維持事業者(厚生労働大臣に事前登録)の従業員等に対する特定接種の実施
- ・対策に従事する国家公務員に対する特定接種の実施

※登録事業者、都道府県、市町村は接種や登録に協力



- ・対策に従事する地方公務員に対する特定接種の実施

都道府
県知事

市町村長

予防接種(対象...住民)

※パンデミックワクチンの予防接種

政府対策本部
基本的対処方針



都道府県
知事



市町村長

- ・住民に対する予防接種の実施

※国・都道府県は接種に協力

予防接種法第6条第1項

※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

※ 特定接種は、国が費用を負担(地方公務員はそれぞれの地方自治体)。

予防接種は、予防接種法の負担割合を引き上げて、国が費用の2分の1を負担。さらに、地方自治体の財政力に応じてかさ上げ措置、必要な財政措置。